

収集運搬業 FAQ

こちらは宮城県に対して産業廃棄物収集運搬業許可申請を行う際に、お問い合わせが多い質問について掲載したものです。

宮城県以外の自治体における産業廃棄物収集運搬業許可申請については、各自治体の担当窓口にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

産業廃棄物関連..... 5

産業廃棄物の運搬・保管に関する注意点..... 5

- Q1:いわゆる「宵積み（夜中に荷台に廃棄物を置いておく行為）」は可能ですか。 5
- Q2:収集運搬を行う容器に、特定の指定はありますか。 5
- Q3:県外搬出のため、船舶に積み込む際に注意することはありますか。 5
- Q4:産業廃棄物の処理業者を紹介してほしいです。 5

産業廃棄物収集運搬業許可申請..... 6

申請の概要と必要性..... 6

- Q1: どんな場合に許可が必要でしょうか。 6
- Q2: 個人事業主として産業廃棄物収集運搬業の許可を取得したが、事業を法人化することとなりました。この場合に必要な手続きはありますか。 6
- Q3:法人化したが、個人の許可も残したままにできますか。 6
- Q4: 宮城県を通過する場合、収集運搬の許可は必要ですか。 6

申請の手順と期間..... 6

- Q1:許可取得までのおおよその流れを教えてください。 6
- Q2: 申請から許可が得られるまでの期間はどのくらいですか。 6
- Q3: 許可証はいつ発行されますか。 7
- Q4: 許可の有効期限はいつまでですか。 7
- Q5: 更新許可申請の提出期間はいつですか。 7
- Q6: 許可が失効した場合はどうすればよいですか。 7
- Q7: 更新許可申請を提出しているが、許可証に記載されている有効期限の日を迎えました。新しい許可証ができるまで業務を行うことはできますか。 7
- Q8: 収集運搬を行う品目を追加したいときはどうすればよいですか。 7
- Q9: 許可申請に手数料は必要ですか。 7
- Q10: 申請手数料の支払方法を教えてください。 8
- Q11: 以前購入した宮城県収入証紙をまだ持っているのですが、手数料の支払いに使うことはできますか。 8
- Q12: クレジットカードで手数料を納める場合、名義人に制限はありますか。 8
- Q13: Logo フォームで手数料を払った場合、領収証は発行されますか。 8

講習会と資格..... 8

Q1：新規で産業廃棄物処理業の許可を受けるために最初にすることを教えてください。..	8
Q2：講習会の種類が複数あるが、どれを受講すればよいですか。	9
Q3：講習会の申し込み方法を教えてください。	9
Q4：講習会の修了証の有効期限はありますか。	9
Q5：現在、他県で収集運搬業許可を取得しており、今回宮城県で新規申請を行います。この場合、更新区分の修了証は使えますか。	9
Q6：更新申請を失念してしまい、許可が失効してしまいました。改めて新規許可申請を行う場合、どの講習会を受ければよいですか。	9
Q7：講習会の修了者は誰が該当しますか。	9
Q8：現在、収集運搬業の許可を取得していますが、講習会の修了証の期限が切れてしまいました。すぐに講習会を受講しなければいけないのでしょうか。	10
Q9：更新申請を行うに際して、以前講習会を受講した役員とは別の役員が講習会を受けることになりました。この場合、新規区分の講習会を受けなければいけませんか。	10
Q10：事業範囲変更申請を行うとき、新たに講習会を受講しなければいけませんか。	10
Q11：許可の更新時、講習会を受けたばかりで申請予定日までに修了証が手元にない場合、申請はどうすればよいですか。	10
Q12：更新を迎える許可証の期限日が12月15日となっていますが、12月16日以降の講習会しか空いていません。どうすればよいですか。	10
Q13：講習会を受講しましたが、不合格となってしまいました。どうしたらよいですか。	10
Q14：講習会の会場が遠く、受講が難しいです。	11
経理的基礎	11
Q1：直近3年分の決算書類は、何を出せばよいですか。	11
Q2：現在、会社が赤字です。必要書類を教えてください。	11
Q3：申請日までに3年分の決算書類が提出できません。	11
Q4：経理的基礎に関する追加書類は、中小企業診断士に作成してもらわなければいけませんか。	11
必要書類と添付書類	11
Q1：申請書に添付が必要な書類を教えてください。	11
Q2：証明書類は原本が必要ですか。	12
Q3：証明書類の有効期限はありますか。	12
Q4：他自治体の許可証を持っている場合、住民票や登記されていないことの証明書を省略できますか。	12
Q5：自治体及び法務局等が発行する書類の原本を2部以上提出する必要がありますか。	12
Q6：申請書の提出部数を教えてください。	13
申請書の記載事項と添付写真	13
Q1：許可申請書 第1面の「限定」とは何ですか。	13
Q2：事業場や駐車場、役員が多数存在するため、申請書の欄に書ききれません。	13
Q3：添付書類第1面の「予定排出事業場」について、不特定の県内の様々な工事現場を予定	

しています。どのように記載すればよいですか。	13
Q4：添付書類第1面の「予定運搬先」について、未定の場合はどのように記載すればよいですか。	13
Q5：添付書類第1面の運搬施設の概要、「その他の運搬施設の概要」について、どのような容器が必要ですか。	13
Q6：運搬容器の写真（第7面）は全ての容器の添付が必要ですか。	14
Q7：運搬車両・運搬容器等の写真はどのように撮影すればよいですか。	14
Q8：車両の側面の表示はどのようにすれば良いですか。	14
Q9：収集運搬車として使用できない車両はありますか。	14
Q10：レンタカー（リース車）は収集運搬車として使用できますか。	14
Q11：車両が自己所有かどうかの判断の仕方がありますか。	14
Q12：更新申請時、内容に変更がなければ一部の添付書類を省略できますか。	15
Q13：駐車場の地図、契約書等の提出は必要ですか。	15
Q14：「事務所及び事業場等の名称及び所在地一覧表（別紙1）」は、全事務所等の所在地の記載が必要ですか。	15
Q15：駐車場に係る土地の登記簿謄本について、地目が「畑」「田」となっている土地は使用できますか。	15
Q16：申請書への押印は必要ですか。	15
Q17：「政令使用人」について教えてください。	15
Q18：定款の作成後、記載内容に変更がありました。	16
Q19：定款の目的に産業廃棄物収集運搬業に係る記載が必要ですか。	16
Q20：法人税を分納しており、納税証明書上は「未納」となっているのですが、申請はできますか。	16
提出先と窓口	17
Q1：申請先がエリア毎で分かれています、どこに提出すればよいですか。	17
Q2：窓口で提出する場合、予約は必要ですか。	17
Q3：郵送で申請することは可能ですか。	17
複数申請の同時提出	17
Q1：複数の申請を同時に行う場合、書類は省略できますか。	17
Q2：変更許可申請と更新許可申請を同日に行う場合について教えてください。	17
その他の申請事項	17
Q1：新たに積替え保管施設を設置する場合はどうすればよいですか。	17
産業廃棄物処理業変更届	18
変更届が必要な場合と期限	18
Q1：運搬車両や役員が変更になった場合はどのようにすればいいのでしょうか。	18
Q2：変更届の提出書類を教えてください。	18
Q3：更新申請と同時に、運搬車両・役員などを変更したいです。別途変更届の提出は必要で	

すか。	18
Q4： 変更届が受理されるまで、追加する車両や新しい土地等を使用することはできませんか。	18
Q5： 変更届の出し忘れに気づいた場合はどうすればいいですか。	18
変更届に関する具体的な事項	19
Q1： 取り扱う品目を減らしたいです。	19
Q2： 株主の保有株数が変わったが、変更届の提出は必要ですか。	19
Q3： 社名が変更になったが、新たに許可を取り直す必要がありますか。	19
Q4： 代表者変更があり、新しい代表者名が記載された許可証が欲しいです。	19
Q5： 講習会を受講した役員が退任しました。講習会の受講者の変更について届出が必要ですか。	19
Q6： 運搬容器が変更となった場合、届出は必要ですか。	19
Q7： 車両番号が変更になる場合、届出は必要ですか。	19
Q8： 変更届出書（第2面）の運搬車両一覧には、増車・減車する車両のみ記載すればいいですか。	20
Q9： 役員・株主、車両が変更となったが、届出書に書ききれません。別紙で作成してもいいですか。	20
Q10： 現在取締役の者が代表取締役に就任しました。住民票及び登記されていないことの証明書は必要ですか。	20
Q11： 役員が亡くなった場合はどうすればよいですか。	20
Q12： 役員や株主の名字・住所が変更になりました。変更届は必要ですか。	20
Q13： 産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更届を同時に提出する場合も、添付書類をそれぞれ提出する必要がありますか。	20
Q14： 電子車検証の場合は何を提出すればいいですか。	20
Q15： 他人名義の車を登録できますか。	21
Q16： 積替え保管の許可を得ている保管用コンテナを一時的に敷地内の別の場所へ移動した場合、変更届は必要ですか。	21
変更届の提出方法	21
Q1： 変更届を郵送する場合、留意すべき事項はありますか。	21
Q2： 変更届を郵送で提出する場合の届出書右上の「年月日」はいつにすればいいですか。	21
Q3： 変更届の提出部数を教えてください。	21

産業廃棄物関連

産業廃棄物の運搬・保管に関する注意点

Q1:いわゆる「宵積み（夜中に荷台に廃棄物を置いておく行為）」は可能ですか。

宵積みはできません。

収集運搬業（積替え・保管を含まない）の許可では、排出現場と処分場以外の施設に廃棄物を留め置くことはできません。

Q2:収集運搬を行う容器に、特定の指定はありますか。

特定の指定はありませんが、『産業廃棄物が飛散流出しないような車両や容器』が必要です。

液状、泥状、粉状の廃棄物	密閉性を有する容器
廃酸・廃アルカリの廃棄物	腐食などによる漏えいの恐れがない運搬容器
石綿含有産業廃棄物	他の物と区分でき運搬途中で破砕されない容器
蛍光灯等の水銀使用製品で破砕しやすい廃棄物	緩衝材のついたもの等で破損による水銀の飛散流出が生じない容器

Q3:県外搬出のため、船舶に積み込む際に注意することはありますか。

「積替え」の許可がない場合、廃棄物を船舶に積み込むことはできません。

ただし、密閉コンテナを船で輸送する場合や、運転手が同乗し運搬車両ごと船舶に積み込む場合（船舶会社が許可取得している場合）は可能です。

港内で「積替え保管」の許可がない場合、廃棄物が港に滞留しないように船の入出港に合わせて排出現場から持ち込まなければなりません。

その他産業廃棄物関連

Q4:産業廃棄物の処理業者を紹介してほしいです。

個別の事業者斡旋は行っていません。HPの処理業者名簿を参照してください。

産業廃棄物収集運搬業許可申請

申請の概要と必要性

Q1：どんな場合に許可が必要でしょうか。

排出事業者（他人）から産業廃棄物の運搬を委託され、処分業者まで運搬する場合には許可が必要です。委託については、有償・無償を問いません。排出事業者が自ら運搬する場合は許可は必要ありません。

Q2：個人事業主として産業廃棄物収集運搬業の許可を取得したが、事業を法人化することとなりました。この場合に必要な手続きはありますか。

新しく設立した法人において、新規許可申請の手続きが必要になります。

Q3：法人化した但、個人の許可も残したままにできますか。

可能です。ただし、法人申請の際に登録した車両と別の車両の届出が必要です。法人と個人で同一車両に登録している場合、個人の許可は残せません。

Q4：宮城県を通過する場合、収集運搬の許可は必要ですか。

県内で積卸しをせず、通過する場合、宮城県の許可は不要です。

申請の手順と期間

Q1：許可取得までのおよその流れを教えてください。

申請に先立ち、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JW センター）が主催する講習会を受講し、修了証を取得します。

次に、申請書に添付する住民票などの必要書類を取得し、申請書様式に必要事項を記載して申請書類を完成させ、窓口（廃対課または保健所）において申請し、手数料を納付します。

内容に問題がなく、許可の基準に適合している場合、許可証が発行されます。

Q2：申請から許可が得られるまでの期間はどのくらいですか。

標準処理期間は60営業日です。

申請を受け付けてから許可証の発行まで、約3か月かかります。

ただし、書類の補正期間は含まれません。

Q3：許可証はいつ発行されますか。

原則、標準処理期限以内に発行するよう努めております。

補正期間は含まれませんので、補正に時間を要した場合は発行までに3か月以上かかることもあります。

なお、許可証の発行は旧許可証の許可期限日より後に行います。

Q4：許可の有効期限はいつまでですか。

許可の有効期限は5年です。優良認定を受けた場合は7年となります。

Q5：更新許可申請の提出期間はいつですか。

許可期限の2ヶ月前から許可期限日までです。

許可期限が切れてからの申請は、新規許可申請となります。

Q6：許可が失効した場合はどうすればよいですか。

改めて新規許可申請が必要になります。

事業を継続される場合は、許可の有効期限内に更新申請の手続きをしてください。

Q7：更新許可申請を提出しているが、許可証に記載されている有効期限の日を迎えました。新しい許可証ができるまで業務を行うことはできますか。

許可期限の日までに更新申請書を提出していれば、業務を行うことは可能です。

更新手続きがされている場合、許可期限日までに新たに許可証が発行されなくても、審査が終わるまでの間は従前の許可が有効です。

ただし、審査の結果、不許可となった場合は、その時点で無効となります。

Q8：収集運搬を行う品目を追加したいときはどうすればよいですか。

事業範囲変更申請が必要です。なお、品目を減らす場合は変更届が必要です。

Q9：許可申請に手数料は必要ですか。

申請手数料は必要です。

各申請に必要な手数料は以下のとおりです。

- 新規許可申請（産業廃棄物収集運搬業）：81,000円
- 更新許可申請（産業廃棄物収集運搬業）：73,000円
- 変更許可申請（産業廃棄物収集運搬業）：71,000円

- 新規許可申請（特別管理産業廃棄物収集運搬業）：81,000 円
- 更新許可申請（特別管理産業廃棄物収集運搬業）：74,000 円
- 変更許可申請（特別管理産業廃棄物収集運搬業）：72,000 円

変更届出の手数料は不要です。

Q10：申請手数料の支払方法を教えてください。

各機関に設置してある

- ①宮城県手数料セルフレジ、
 - ②Logo フォームにてクレジットカードまたは PayPay で納める方法があります。
- なお、宮城県収入証紙の販売は既に終了しています。

Q11：以前購入した宮城県収入証紙をまだ持っているのですが、手数料の支払いに使うことはできますか。

既に購入された証紙は、令和8年3月末まで使用できます。

Q12：クレジットカードで手数料を納める場合、名義人に制限はありますか。

制限はありません。カードの名義人は問いません。

Q13：Logo フォームで手数料を払った場合、領収証は発行されますか。

発行されません。

なお、入金が確認された際には、こちらからメールをお送りします。

詳しい金額については、カード会社の明細等を確認するようにしてください。

講習会と資格

Q1：新規で産業廃棄物処理業の許可を受けるために最初にすることを教えてください。

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JW センター）が実施する産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の収集・運搬課程（新規）を受講し、修了証を取得することが必要です。

Q2：講習会の種類が複数あるが、どれを受講すればよいですか。

新規申請の場合、産業廃棄物収集・運搬課程の新規講習会を受講してください。
特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程を受講した場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可申請においても使用できます。

Q3：講習会の申込方法を教えてください。

講習会はJWセンターが主催しておりますので、[JWセンター](#)へ問い合わせをお願いします。

Q4：講習会の修了証の有効期限はありますか。

修了証の有効期限は、新規区分では発行日から5年間、更新区分では発行日から2年間です。

Q5：現在、他県で収集運搬業許可を取得しており、今回宮城県で新規申請を行います。この場合、更新区分の修了証は使えますか。

使用できます。
その際、更新区分の修了証と一緒に、他県の許可証の写しを提出してください。

Q6：更新申請を失念してしまい、許可が失効してしまいました。改めて新規許可申請を行う場合、どの講習会を受ければよいですか。

失効した許可以外に有効な許可をもっていない場合は、新規区分の講習会を受講してください。
他県等で同じ許可を持っている場合には、有効な期限内の更新区分の修了証でも構いません。

Q7：講習会の修了者は誰が該当しますか。

申請者の能力に係る基準として、以下の方が講習会を修了している必要があります。

法人の場合	代表者または産業廃棄物の処理に関する業務を行う役員（監査役、相談役、顧問、執行役員等を除く）もしくは政令使用人として登録された方。
個人の場合	申請者本人または政令使用人として登録された方。

Q8: 現在、収集運搬業の許可を取得していますが、講習会の修了証の期限が切れてしまいました。すぐに講習会を受講しなければいけないのでしょうか。

次回の申請までに有効な修了証があるように講習会を受講すれば構いません。

Q9: 更新申請を行うに際して、以前講習会を受講した役員とは別の役員が講習会を受けることになりました。この場合、新規区分の講習会を受けなければいけませんか。

更新区分の講習会を受講して構いません。

Q10: 事業範囲変更申請を行うとき、新たに講習会を受講しなければいけませんか。

前回の新規または更新申請で提出した修了証の写しの提出で構いません。

Q11: 許可の更新時、講習会を受けたばかりで申請予定日までに修了証が手元にならない場合、申請はどうすればよいですか。

講習の受講票（許可の有効期限の日までに受講するもの）と誓約書を申請書と一緒に提出することで申請を受け付けています。誓約書には、以下の文言を記載してください。

- 受講した講習会を特定する記載
- 修了証を添付できない場合には申請を取り下げる旨の記載
- 手数料の返還を求めない旨の記載

Q12: 更新を迎える許可証の期限日が12月15日となっていますが、12月16日以降の講習会しか空いていません。どうすればよいですか。

有効な修了証として使えるのは、許可証の期限日より前の日に受講した講習会のものに限ります。

今回の場合救済措置はありませんので、もう一度新規申請をしてください。計画的に講習会を受講していただくよう、お願いいたします。

Q13: 講習会を受講しましたが、不合格となってしまいました。どうしたらよいですか。

再試験の申請をしてください。

なお、更新許可期限までに修了証の取得ができなかった場合、不許可となるおそれがあります。

Q14: 講習会の会場が遠く、受講が難しいです。

許可更新期限が迫っている場合、その会場で講習会を受講願います。

経理的基礎

Q1: 直近3年分の決算書類は、何を出せばよいですか。

「各事業年度の貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」を提出してください。

Q2: 現在、会社が赤字です。必要書類を教えてください。

直近3年間に於いてすべて債務超過で、かつ3年間すべて経常損失を計上している場合は、決算書類に加えて追加書類の提出が必要です（HPに記載）。

直近3年間に於いて一期でもプラスであるのであれば、追加書類は不要です。

Q3: 申請日までに3年分の決算書類が提出できません。

以下の書類を提出してください。

設立後3年未満の場合	確定している分の決算書類を提出してください。それに加えて、 経理的基礎に関する追加書類 を提出する必要があります（HPに記載）。
設立後3年以上で直近の決算書類が提出できない場合	1期前までの3年分の決算書類を提出してください。

Q4: 経理的基礎に関する追加書類は、中小企業診断士に作成してもらわなければいけませんか。

法人の担当者や行政書士が作成したものでも構いません。

必要書類と添付書類

Q1: 申請書に添付が必要な書類を教えてください。

「申請の手引き」に記載してあるので、そちらを確認してください。

Q2： 証明書類は原本が必要ですか。

電子申請の場合は、原本ではなく、PDF（カラーの場合は 300 dpi 以上、白黒の場合は 600 dpi 以上の解像度に準ずるもの）で提出してください。

書面申請の場合は、下表のとおり原則として原本の提出が必要です。

・「履歴事項全部証明書」 ・「住民票の写し」 ・「登記されていないことの証明書」 ・「駐車場に係る土地の登記事項証明書」	原本の提出が必要です。
・「納税証明書」	原本の他、電子で取得したものも提出可能です。

Q3： 証明書類の有効期限はありますか。

納税証明書、履歴事項全部証明書、住民票の写し、登記されていないことの証明書、土地及び建物の登記事項証明書などは、全て申請日より 3 ヶ月以内に取得した書類であることが必要です。

Q4： 他自治体の許可証を持っている場合、住民票や登記されていないことの証明書を省略できますか。

省略できます。

その際には、他県の許可証の原本を提出してください。

郵送申請の場合は、他県許可証の原本と一緒に返送証封筒を同封してください。

なお、更新を迎える旧許可証は、先行許可証として利用できません。

Q5： 自治体及び法務局等が発行する書類の原本を 2 部以上提出する必要がありますか。

複数の申請を同時に行う場合（更新許可と変更許可の同時申請など）には、**登記事項証明書、住民票、登記されていないことの証明書、登記されていないことの証明書、納税証明書の原本添付は、いずれか一つの申請書のみで構いません。**

それ以外の申請書は写しの添付に代えることができます。

Q6：申請書の提出部数を教えてください。

1部（控えが必要な場合は、正本と副本の2部）です。

副本を提出する際は、必ず返信用封筒を同封してください。收受印を押してお返しします。副本は申請書第1面の鑑1枚のみで構いません。

申請書の記載事項と添付写真

Q1：許可申請書 第1面の「限定」とは何ですか。

脱水後の汚泥のみ収集運搬するなど、許可品目のうち限られたものしか取扱わない場合に「限定あり」となります。

限定を解除する場合は変更許可申請となり、申請手数料が必要となります。

Q2：事業場や駐車場、役員が多数存在するため、申請書の欄に書ききれません。

別紙を用意して記載してください。

Q3：添付書類第1面の「予定排出事業場」について、不特定の県内の様々な工事現場を予定しています。どのように記載すればよいですか。

「宮城県内の工事現場」等の記載で構いません。

Q4：添付書類第1面の「予定運搬先」について、未定の場合はどのように記載すればよいですか。

「排出事業者が指定する処理施設」等の記載で構いません。

Q5：添付書類第1面の運搬施設の概要、「その他の運搬施設の概要」について、どのような容器が必要ですか。

産業廃棄物が飛散流出しないような車両や容器が必要です。

液状、泥状、粉状の廃棄物については、特に飛散流出しないような密閉性を有する運搬容器が必要です。廃酸、廃アルカリの運搬容器は、腐食などにより漏えいの恐れがないものか、石綿含有産業廃棄物は、他の物と区分でき運搬途中で破碎されない措置がとられているもの、蛍光灯などの水銀使用製品であって、破碎しやすいものの場合、緩衝材のついたもの等で破損による水銀の飛散流出が生じないものかを確認します。汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む）については、耐水性プラスチック袋で二重梱包されているかを確認します。

Q6：運搬容器の写真（第7面）は全ての容器の添付が必要です。

全ての容器の添付が必要です。

ただし、インターネットから取得した写真の使用は認められず、申請者が所有していることがわかる容器の写真が必要です。

Q7：運搬車両・運搬容器等の写真はどのように撮影すればよいですか。

1台につき2枚（車両の前面（真正面）及び側面（真横）から撮影したもの）を添付してください。

真正面の写真は、ナンバーが確認できるよう撮影し（カラーに限る）、確認が困難な場合はナンバーが明瞭に見える写真を別途添付してください。

なお、運搬車両は荷台（コンテナ）が載っていない写真でも構いません。

Q8：車両の側面の表示はどのようにすればよいですか。

両側面に「産業廃棄物収集運搬業（一文字縦横5cm以上）」「会社名または氏名（一文字3cm以上）」「許可番号の下6桁（一文字3cm以上）」を表示してください。

表示の写真が不明瞭な場合、補正を求める場合があります。

Q9：収集運搬車として使用できない車両はありますか。

廃棄物が飛散・漏洩しない措置が取られていれば、原則使用車両に制限はありませんが、自動車検査証記録事項に「積載物は土砂等以外のものとする」と記載のある車両では、汚泥、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類は運搬できません。

Q10：レンタカー（リース車）は収集運搬車として使用できますか。

使用できます。

使用する車の自動車検査証記録事項と、契約書の写しを必ず提出してください。

Q11：車両が自己所有かどうかの判断の仕方がありますか。

自動車検査証記録事項の使用者の欄が、申請者の名前かどうかで判断します。

法人の場合、使用者が会社名の場合は自己所有車に、代表取締役等の個人名の場合は借用車になります。

Q12: 更新申請時、内容に変更がなければ一部の添付書類を省略できますか。

添付書類第1～7面及び付随する車両写真等は、変更がなければ省略できます。
詳しくは「申請の手引き」で確認してください。

Q13: 駐車場の地図、契約書等の提出は必要ですか。

必要です。

駐車場付近の見取図、駐車場内の配置図を記入し、登録車両台数分の駐車スペースがわかるようにする必要があります。

駐車場に係る土地が自己所有でない場合は、土地賃貸借契約書または使用承諾書の写しが必要です。

土地の登記簿謄本に記載されている所有者から実際の使用者が辿れるように書類を提出してください。

Q14: 「事務所及び事業場等の名称及び所在地一覧表（別紙1）」は、全事務所等の所在地の記載が必要ですか。

収集運搬業務に係る事務所や事業場に関する場所を記載してください。

主たる事務所の付近の見取図には、本社（事務所）の見取図に加え、目印になるような施設等も記入します。

Q15: 駐車場に係る土地の登記簿謄本について、地目が「畑」「田」となっている土地は使用できますか。

原則として他の目的に使用できないため、地目変更が済んでいない場合は農地転用許可や転用届出の写しを一緒に提出してください。

Q16: 申請書への押印は必要ですか。

押印がない場合も受け付けます。

ただし、委任状や土地・建物・車両等の契約書または使用承諾書などの契約関係を証する書面には押印が必要です。

また、行政書士が作成した場合は、申請書類に行政書士印の押印が必要です。
（押印がなければ委任状が必要）

Q17: 「政令使用人」について教えてください。

政令使用人とは、申請者の使用人であって本店または支店の代表者、または継続的に業務を行うことができる施設で、産業廃棄物の収集運搬または処分の業に係る契約を締結する権限を有している方のことを指します（営業所所長、事業所所

長など）。

法人の登記簿に記載のない政令使用人が講習会を修了している場合、その方が法に基づく政令使用人であることを証明するための「政令使用人に関する証明書」または組織図の提出が必要です。

Q18: 定款の作成後、記載内容に変更がありました。

目的事項を追加した等、定款と法人の履歴事項全部証明書の内容に相違がある場合は、定款変更があった際の臨時株主総会の写し等を提出してください。

Q19: 定款の目的に産業廃棄物収集運搬業に係る記載が必要ですか。

運搬予定の産業廃棄物が定款の事業目的に関連するものであれば、産業廃棄物収集運搬業の記載がなくても問題ありません。

Q20: 法人税を分納しており、納税証明書上は「未納」となっているのですが、申請はできますか。

法人税を全て納税し、納税証明書上で「完納」となってから申請をしてください。「未納」の状態では申請を受け付けることはできません。

提出先と窓口

Q1：申請先がエリア毎で分かれています、どこに提出すればよいですか。

積替え保管を行わない産業廃棄物収集運搬業の許可申請は全て廃棄物対策課に提出してください。積替え保管を行う産業廃棄物収集運搬業の許可申請は管轄の保健所宛てに提出してください。

Q2：窓口で提出する場合、予約は必要ですか。

必要です。変更届についても同様です。予約方法については、手引きをご覧ください。

Q3：郵送で申請することは可能ですか。

可能です。

みやぎ電子申請サービス（Logo フォーム）を利用する場合は、手数料を支払った後に申請書を郵送してください。

複数申請の同時提出

Q1：複数の申請を同時に行う場合、書類は省略できますか。

更新許可と変更許可の同時申請や、産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業の同時申請について、同日中の申請に限り、一方の申請書に添付する書類を省略できます。

省略可能な書類については「申請の手引き」等を参照してください。

Q2：変更許可申請と更新許可申請を同日に行う場合について教えてください。

更新許可申請の内容は、変更許可申請の内容を含まない内容で申請してください。手数料は、更新許可申請、変更許可申請それぞれに掛かります。

その他の申請事項

Q1：新たに積替え保管施設を設置する場合はどうすればよいですか。

積替え保管を行わない産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している者が、新たに積替え保管施設を行う産業廃棄物収集運搬業の許可を取得する場合、**事業範囲変更許可申請**が必要になります。

ただし、保管施設の設置にあたり事前の手続きが必要になるため、まずは県または保健所の担当者にご相談ください。

産業廃棄物処理業変更届

変更届が必要な場合と期限

Q1：運搬車両や役員が変更になった場合はどのようにすればいいでしょうか。

役員、株主（5%以上）、住所、社名、運搬車両、駐車場等が変更された場合、変更があった日から10日以内（ただし、法人で履歴事項全部証明書の添付を必要とする内容については、履歴事項全部証明書ができてから30日以内）に変更届出書及び添付書類を提出してください。

事業の全部を廃止した場合は、廃止の日から10日以内に廃止届出書及び許可証原本を提出してください。

Q2：変更届の提出書類を教えてください。

変更事項によって添付書類が異なりますので、HPの手引きを確認してください。

Q3：更新申請と同時に、運搬車両・役員などを変更したいです。別途変更届の提出は必要ですか。

更新許可申請と併せて変更届の提出が必要です。

Q4：変更届が受理されるまで、追加する車両や新しい土地等を使用することはできませんか。

変更届に係る追加車両等はすぐに使用して構いません。
遅滞なく変更届を提出してください。

Q5：変更届の出し忘れに気づいた場合はどうすればいいですか。

届出の期限を過ぎている場合は、遅延理由と今後の対応等を記した遅延理由書を変更届出書と合わせて提出して下さい。

遅延理由書は申請者名で作成してください。
様式は任意で、押印は不要です。

変更届に関する具体的な事項

Q1： 取り扱う品目を減らしたいです。

変更届の提出が必要です。

Q2： 株主の保有株数が変わったが、変更届の提出は必要ですか。

新たに 5%以上の株を保有することになった者、または保有しなくなった者がいる場合に必要です。

Q3： 社名が変更になったが、新たに許可を取り直す必要がありますか。

単なる社名変更の場合は、変更届の提出が必要です。

なお、法人の合併・分割等を伴い異なる法人格が事業を継承する場合には、変更届ではなく、当該法人で新規申請が必要です。

Q4： 代表者変更があり、新しい代表者名が記載された許可証が欲しいです。

代表者、住所、会社名など、許可証に記載されている内容が変更になる場合は、書換え後の新しい許可証を発行します。

新しい許可証の交付時期は届出内容により異なり、新任役員の欠格照会を行う場合は2ヶ月程度かかる場合もあります。

Q5： 講習会を受講した役員が退任しました。講習会の受講者の変更について届出が必要ですか。

宮城県では届出不要です。

受講者が不在の場合、速やかに講習会を受講するようにしてください（届出は不要）。

Q6： 運搬容器が変更となった場合、届出は必要ですか。

変更届の提出は不要です。

Q7： 車両番号が変更になる場合、届出は必要ですか。

届出が必要です。

Q8： 変更届出書（第2面）の運搬車両一覧には、増車・減車する車両のみ記載すればいいですか。

運搬車両一覧には、新しく使用を開始した車両、廃止する車両、継続して使用する車両を全て記載し、「新規・廃止・継続」欄に○を付けてください。

写真・車検証の写し等は新規の車両のみ提出してください。

Q9： 役員・株主、車両が変更となったが、届出書に書ききれません。別紙で作成してもいいですか。

届出書に記載しきれない場合は、別紙で新旧対象表を作成し、提出してください。

その際、氏名（ふりがな）、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所を必ず記載してください。

なお、新旧対照表には、変更のある事項を含めたすべての事項を記載してください。

Q10： 現在取締役の者が代表取締役に就任しました。住民票及び登記されていないことの証明書は必要ですか。

住民票及び登記されていないことの証明書が必要なのは、新任の役員が就任した場合です。

既存役員の役職変更及び退任・退職時には提出は不要です。

Q11： 役員が亡くなった場合はどうすればよいですか。

役員の変更届の提出が必要です。

Q12： 役員や株主の名字・住所が変更になりました。変更届は必要ですか。

役員等の氏名や住所が変わった際には、変更届は不要です。

Q13： 産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更届を同時に提出する場合も、添付書類をそれぞれ提出する必要がありますか。

同時に届出を行う場合、添付書類のうち、重複するものを省略することができます。

Q14： 電子車検証の場合は何を提出すればいいですか。

電子車検証の写しに代えて、自動車検査記録事項の写し、または電子車検証を専用読取アプリにて読み込んだ車検証情報を出力したものを提出してください。

車検証の有効期限が記載されていないものは受理できません。

Q15: 他人名義の車を登録できますか。

登録できます。

ただし、自動車検査証記録事項の使用者の欄が申請者と異なる場合は、「**車両の貸借に関する証明書**」の添付が必要になります。

他社で産業廃棄物収集運搬車として登録がある場合（二重登録）は登録できません。

また、事業者が法人の場合、自動車検査証記録事項の使用者が会社の代表者や役員、社員であっても貸借に関する証明書が必要になります。

Q16: 積替え保管の許可を得ている保管用コンテナを一時的に敷地内の別の場所へ移動した場合、変更届は必要ですか。

同一事業所内での移動でも変更届が必要になります。

変更届の提出方法

Q1: 変更届を郵送する場合、留意すべき事項はありますか。

届出書に日中連絡が取れる電話番号及び担当者名を記載してください。

また、正本（控えが必要な場合は正本と一緒に副本及び切手を貼付した返信用封筒またはレターパック）を送付してください。

許可証の書換えがある場合、新しい許可証を返送するために、許可証原本と返信用封筒（またはレターパック）を同封する必要があります。

Q2: 変更届を郵送で提出する場合の届出書右上の「年月日」はいつにすればいいですか。

作成日（または郵送する日）を記載してください。

Q3: 変更届の提出部数を教えてください。

1部（控えが必要な場合は2部）提出してください。

2部提出する場合は、返信用封筒を必ず同封してください。